

横手市農業委員会

令和3年度 第9回

農業委員会総会議事録

令和3年11月15日

令和3年度 第9回横手市農業委員会総会議事録

令和3年11月15日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を横手市条里南庁舎に招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について
3. 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について
4. 議案第47号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に対する副申意見決定
について
5. 議案第48号 農用地利用集積計画撤回に対する意見決定について
6. 議案第49号 農用地利用集積計画審議について
7. 議案第50号 非農地証明願いの証明申請について
8. 議案第51号 横手市農業委員会委員の辞任について
9. 報告第9号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委員氏名	出欠	議席No.	委員氏名	出欠
1	平良木 保	出	13	高瀬 俊作	出
2	木村 由美子	出	14	伊藤 亨	出
3	菅原 一太郎	出	15	高橋 尚也	出
4	佐藤 仁	出	16	佐藤 省美	出
5	堀江 一彦	出	17	佐々木 由紀子	出
6	佐藤 勇	出	18	吉田 豊	出
7	遠藤 タミ子	出	19		欠
8	丹波 賢太郎	出	20	高橋 正也	出
9	小笠原 夏子	出	21	佐藤 真志子	出
10		欠	22	千葉 肇	出
11	近江 清廣	出	23	齊藤 龍平	出
12	佐々木 秀一	出	24	飯野 正和	出

当日の欠席委員

10番 吉田 和儀 委員

19番 高橋 康弘 委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	高	橋	英	樹
	事務局長代理兼総務係長	塩	田	正	秋
	農地振興係長	佐	藤	正	人
	総務係副主査	鈴	木	郁	哉
	農地振興係主査	片	野	松	浩
	農地振興係副主査	佐	藤	夏	美
増田地域局					
平鹿地域局	農委事務局主査	佐	藤	雅	彦
雄物川地域局	農委事務局主査	齊	藤	勇	人
大森地域局	農委事務局主査	柴	田	正	之
十文字地域局					
山内地域局					
大雄地域局	農委事務局主査	照	井	理	香

議長

本日の出席者数は22名であります。

横手市農業委員会総会会議規則第11条に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第9回横手市農業委員会総会を開会いたします。

日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、横手市農業委員会総会会議規則第22条第2項により、当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議がないようですので、当職より

17番 佐々木 由紀子 委員

18番 吉田 豊 委員

の兩名を指名いたします。

日程2、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明します。議案書2ページをご覧ください。申請案件は13件です。

「1番、2番」は平鹿地域局管内から、「1番」は譲渡人の要望による贈与です。「1番」の申請理由としましては、不整形で狭隘な農地であり耕作不便だったため、譲渡人から隣接を耕作している譲受人に相談し、無償での譲渡が成立したものです。

「2番」は買受による規模拡大です。

3ページ、4ページに跨ります。

「3番」から「9番」は雄物川地域局管内から、「3番から6番」は自作地相互の交換です。

「7番」は合作地の贈与です。「7番」の申請理由としましては、合作地のため譲受人が以前から耕作を行っていた経緯があり、譲渡人の要望により無償での譲渡となったものです。

「8番」は買受による規模拡大です。

「9番」は借入地の贈与です。「9番」の申請理由としましては、これまでも農地中間管理事業により譲受人が借受けている農地であり、譲渡人が高齢のため、今後も管理することができないという理由から、譲渡人の強い要望により無償での譲渡となったものです。

「10番から12番」は山内地域局管内から、「10番」は買受による規模拡大です。

「11番、12番」は、自作地相互の交換です。なお「12番」の申請地は共有地であり、譲渡人と譲受人の祖父が持分2分の1ずつを有しています。本申請により共有持分を移転するものです。

議案書5ページになります。

「13番」は大雄地域局管内から、「13番」は買受による規模拡大です。

以上、配布しております別紙資料「農地法第3条調査書」の受付番号

事務局	75 番から 87 番に記載されているとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
13 番	「10 番」の譲受人の方の年齢が 81 歳となっており、お二人での経営規模の拡大のようですが、もう一人若い方はいるのですか。
事務局	この方はご夫婦二人での営農となっています。ですが、意欲があり、耕作が出来る状態だということでありましたので、高齢ではありますが、規模拡大で買い入れるものです。
13 番	まあ 81 歳という年齢でありますので、息子さんとかが居られるのであれば、その方の名前で買い入れてもらえば良いと思ったのですが、皆さんはいかがですか。
議長	それぞれの農家の事情はあると思います。確かに高齢ではありますが。
13 番	81 歳は高齢ですよ。田ならまだ分かるのですが、畑を増やすのは大変なことだと思います。何のために規模拡大するのか。また、売買価格が地域の平均からすると高いように思われますが、何か特別な理由はあるのですか。
事務局	譲受人の経営状況ですけれども、ご夫婦 2 人ではありますが、現在でも 1 町 6 反歩経営しておりまして、旦那さんについては認定農業者にもなっております。譲渡人が市外に在住していらっしゃるということで、隣接を耕作している譲受人に依頼があり、買受となっているものです。
20 番	私が現地調査しましたので、補足させていただきます。譲受人はいぶりがっこの製造・販売を行っておりますが、これに使用している作業小屋が今年の 4 月に火事になってしまい、代わりとして、譲渡人の小屋を借りているとのこと。こうしたこともあり、作業小屋と隣接する本案件の農地も購入することになったのではないかと推測します。
13 番	3 条の議案書に年齢を記載するようにしたのは、以前に「高齢の方が農地を購入しても大丈夫か。」という議論があったからです。80 歳だからどうのこうのという訳ではありませんが、100 歳まで農業をやれるものでも無いですし、慎重に考える必要はあると思います。

3 番	<p>以前に同じような事例として、利用権でしたけれども、83歳の方が10年の契約をされたということで、事務局に大丈夫なものか意見を求められたことがあります。その方は83歳でも現役バリバリでしたので、本人にやる気があればやってもらい、やれなくなった場合の引き受け先を探してもらおうことをお願いして、10年の契約をしております。</p> <p>本件についても、その方がやれるだけの期間、やって頂いた方が良いのではないのでしょうか。</p>
4 番	<p>年齢は凄く気になる点ではありますが、先ほどの20番の補足などをお聞きしても、本人の農業を続けたいという気持ちが伝わってきます。本人の意思を尊重すべきではないかと思えます。</p>
議長	<p>ほかにご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第45号」について、許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、「議案第45号」については許可することに決定いたします。</p> <p>日程3、議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それではご説明します。議案書8ページをご覧ください。</p> <p>「1番」は横手地域局管内からのものです。農地区分についてですが、申請地は、市街地に近接する区域にある農地で、集落内に介在し、申請地の西側の一団の農地とは県道による分断がされており、一体的な営農を図ることはできない状況であることから、別の一団の農地と判断され、その規模が10ha未満の集団性の低い農地の区域内にある農地であるため、「第2種農地」と判断します。</p> <p>事業概要は、譲受人は申請地の北側隣接地にて建築業を営んでおりますが、資材置場が不足していることから、この度申請をするものです。</p> <p>土地概要は、申請地は、「市立横手北小学校」から北西に約420mに位置しており、隣接地は、北側は譲受人の所有の宅地、西側は水路、南側は一部が水路、一部が農地、東側は一部が農地、一部が市道となっております。</p> <p>資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認済みです。</p> <p>排水計画ですが、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させる計画です。</p>

被害防除については、周辺より約 40 センチから 50 センチ低いため盛土・造成を行います。農地との境界についてはブロックを設置し、その他の境界は法面を安定勾配にして、周辺に影響が無いよう配慮することです。

意見書は、土地改良区の管轄外のためありません。

申請地は第 2 種農地ですが、既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の面積が既存の面積の 2 分の 1 を超えないものであることから、第 1 種農地の不許可の例外にも該当し、許可相当と考えます。

現地調査は、10 月 28 日、佐藤省美委員と事務局で実施しております。

「2 番」も横手地域局管内からのものです。農地区分は、申請地は農業振興地域内の農用地、第 1 種農地、市街化傾向が著しい区域に近接している区域や市街化が見込まれる区域にある第 2 種農地、また第 3 種農地、のいずれの要件にも該当していない「第 2 種農地」と判断します。

事業概要についてですが、譲受人は現在の住宅が老朽化したため、建て替えを検討しておりますが、現在地は利便性が良くないため、同じ地区で仕事場にも近い申請地において住宅を建築するものです。

土地概要ですが、申請地は「横手インターチェンジ」より南東に約 780 m に位置しており、隣接地は、北側・西側は市道、南側は農地、東側は水路を介して宅地となっております。

資金計画は、自己資金と借入金で対応することと、残高証明書及び融資内示書により確認済みです。

排水計画ですが、汚水・生活雑排水は下水道を利用し、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、周辺の土地と同じ高さのため盛土・造成は行いませんが、緩衝地を設けることにより、周辺に影響が無いように配慮することです。

意見書は、土地改良区の管轄外のためありません。

申請地は第 2 種農地ですが、住宅に供するものであり、集落に接続して設置されるものであることから、第 1 種農地の不許可の例外にも該当し、許可相当と考えます。

現地調査は、10 月 28 日、堀江一彦委員と事務局で実施しております。

続いて 10 ページとなります。「3 番」は山内地域局管内からのものです。農地区分は、申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、「第 2 種農地」と判断いたします。

事業概要は、譲受人は現在の住まいが交通不便であるため、転居を検討しております。同じ地区で国道や県道沿いの農地以外や第 3 種農地を探しましたが、条件に合う土地が見つからず、申請地にやむ無く住宅を建築するものです。

土地概要についてですが、相野々駅から北西に約 670m に位置し、隣接地は、北側及び東側は農地、南側は宅地、西側は県道となっております。

資金計画は、全額借入金で対応することと、融資内示書により確認をしております。

排水計画は、汚水・生活雑排水は下水道を利用し、雨水排水は自然流

事務局

下させる計画です。

被害防除は、周辺の土地と同じ高さのため盛土・造成は行いませんが、冬期間の除排雪も含め、周辺に影響が無いよう配慮するとのことです。

意見書は、土地改良区の管轄外のためありません。

その他、県道からの進入に関わる道路法の許可について、秋田県と協議済みであり、許可見込みとなっております。

現地調査は、10月29日、高橋正也委員と事務局で実施しております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより、現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いいたします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第46号」について、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第46号」については許可することに決定いたします。

日程4、議案第47号「農地転用許可後の事業計画変更承認に対する副申意見決定について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。議案書14、15、16ページをご覧ください。

まず初めに「農地転用事業計画変更承認申請」と「建築条件付売買予定地の転用」について、おさらいをしたいと思います。

「農地転用事業計画変更承認申請」とは、農地法第4条または第5条による農地転用許可を受けた転用事業が完了する前に、許可目的を変更したり、他の事業者へ事業の承継をする場合などに、許可権者に対して、本案の場合は秋田県知事になりますが、計画変更の申請およびその承認を受けようとするものです。

「建築条件付売買予定地の転用」とは、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、転用事業者、又は転用事業者が指定する建設業者と土地購入者が建設する住宅について、一定期間、おおむね3か月以内に建築請負契約を締結する事を約すること。もしも一定期間内に建築請負契約が締結されなかった場合は、土地売買契約が解除されることが契約書に規定されていること。また、もしも転用事業者がすべての土地を販売

事務局

することが出来ないとは判断したときは、販売できなかった土地に自ら住宅を建設すること。この要件を満たすことによって、宅地造成のみを目的とする転用に該当するものではないとして取り扱うものです。なお、現在の横手市において、この制度を利用できる場所は、横手市の特定用途制限地域の「都市近郊型A」に区分されている「平鹿総合病院周辺の地域（約60ha）」に限られております。

それでは番号1、2、3について説明します。横手地域局管内の同じ地区のもので、市立横手北小学校の南東の方角に位置しております。令和2年3月4日付けで農地法第5条の転用許可を受けたものです。

「1番」は、当初の計画の「特定建築条件付売買予定地（32区画）」のうち、1区画について3区画に分割するものです。

「2番」は2区画について、「3番」は3区画について、他の事業者へ事業を承継するものです。

これらの変更の理由ですが、需要に応じた対応を取ることで、事業目的の達成をより一層進めようとするものです。

許可を受けた土地は、すべて所有権移転済みであり、土地造成についても完了済みとなっております。

近隣への影響は、当初計画と転用範囲に変更ありませんので、影響はないものと考えます。

現地調査は、10月26日、高瀬俊作委員と事務局で実施しております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより、現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いいたします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第47号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第47号」については、異議ないものと認め、許可相当との意見を付して、秋田県知事に進達することに決定いたします。

日程5、議案第48号「農用地利用集積計画の撤回に対する意見決定について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。議案書 18 ページになります。

農用地利用集積計画 2 件の撤回については、平成 29 年 9 月に施行された「土地改良法の一部を改正する法律」が施行されたことにより、同法施行前に農地中間管理権を取得している農用地について、機構関連事業のは場整備実施に伴い、契約期間の変更を行うものであります。

同事業の要件として契約期間が 15 年以上となっていることから、既に農地中間管理権を取得している農用地は、撤回までの履行期間を有効にし、その後の設定期間を解消した上で再度、農地中間管理機構と契約を締結することとなります。

なお、ご審議していただく 2 件の撤回についてご承認頂いた場合、本日の総会案件である議案第 49 号にて利用権設定の議案を提案し、ご審議していただくこととしております。

また、機構関連事業のは場整備事業は、朴田荒処地区は場整備事業となります。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 48 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 48 号」については、承認することとし「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。

日程 6、議案第 49 号「農用地利用集積計画審議について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。議案書 22 ページになります。

はじめに所有権移転になります。「整理番号 1200 番」から「1203 番」の 4 件につきましては、秋田県農業公社が買い入れるもので、令和 3 年 12 月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。

続きまして利用権設定です。議案書 23 ページになります。「整理番号 1204 番」から議案書 24 ページ「1216 番」までの 13 件につきましては、内訳としまして、新規設定が 4 件、再設定が 9 件となっております。

議案書 24 ページの「整理番号 1217 番」から議案書 28 ページの「1254 番」までの 38 件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構秋田県農業公社が利用権設定により、農地中間管理権を取得し、11 月 16 日付で農用地利用集積計画公告により、農家に貸し付ける予定となっております。

事務局	<p>なお、先ほど議案第 48 号で撤回の承認が得られた 2 件は、議案書 25 ページ「整理番号 1229 番」、27 ページ「1245 番」でございます。</p> <p>相続人代表による設定については、それぞれ必要な人数の同意を得ていることを確認しております。</p> <p>本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断します。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 49 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第 49 号」については、承認することとし、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。</p> <p>日程 7、議案第 50 号「非農地証明願いに対する証明申請について」を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。議案書 30 ページになります。申請案件は 1 件です。</p> <p>「1 番」は大森地域局管内から、申請地は、川西公民館から北西へ 2.5 k m 先に位置する土地で、山間の沢添いに位置しており、耕作不便のため昭和 55 年頃から作付けしておらず原野化しています。</p> <p>申請地の周辺の状況を考慮しますと、今後も農地に復元し耕作するには困難と判断されます。</p> <p>現地調査は、10 月 15 日に佐藤仁委員、伊藤英幸推進委員、佐々木薫推進委員と事務局で行っております。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これより、現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いいたします。</p> <p>(特になし)</p>
議長	<p>特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>

議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 50 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第 50 号」については、承認することに決定いたします。</p> <p>日程 8、議案第 51 号「横手市農業委員会委員の辞任について」を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 51 号「横手市農業委員会委員の辞任について」をご説明いたしますので、本日配布しております追加議案書をご覧頂きたいと思えます。</p> <p>令和 3 年 10 月 29 日付けで吉田和儀委員より「一身上の都合により 10 月末日をもって退職したい。」という辞表の提出がありました。</p> <p>農業委員会等に関する法律第 13 条で「委員は、正当な事由があるときは、市長村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」と定められており、辞任の要件としては「正当な事由があること。」と「市町村長及び農業委員会の同意が必要。」とされております。</p> <p>ご本人には、辞表をお預かりした際に「正当な事由と市町村長及び農業委員会の同意がなければ、辞任することは出来ない。」旨をご説明しておりますけれども、辞任の意思が非常に固いことから、本日の総会に上程しましたので、ご審議下さいますようお願いいたします。</p> <p>以上で終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>(暫時休憩)</p> <p>会議を再開します。</p> <p>この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。</p>
4 番	<p>事由について、一身上の都合ということですが、この場では言えないようなことですか。</p>
事務局	<p>説明では「一身上の都合により」と申し上げましたが、ご本人からは、家庭の事情によりまして、継続して農業委員活動をすることが出来ないというお話でありましたので、それ以上の深い理由については、聞き取りすることが出来ませんでした。</p>
4 番	<p>こういう事例は初めてですけれども、我々の農業委員という立場を考えると、公の職でありますので、もうちょっと説明責任があっても良いのではないかと思います。ただ、事務局や会長・職務代理等が、しっか</p>

4 番	<p>りと辞任理由の説明をお聞きしているのであれば、私達も納得したいのですけれども、あくまでも家庭の事情、一身上の理由ということだけでは、今後の色んなことを考えても、もう少し明確な理由があってもいいのではないかというのが、率直なところです。</p>
13 番	<p>このように議案にしたということは、賛成多数とか反対多数といった賛否は問うのですか。 例えば反対が多数となった場合、辞められないということになりますか、こういう場合はどうするのですか。</p>
事務局	<p>農業委員会等に関する法律を解説している本がありますが、これによりますと「農業委員会の同意は、農業委員会の総会の議決すなわち辞任申出者を除く総会出席委員の過半数の賛成によって行う。」とありますので、過半数以上の賛成が無ければ、同意は出来ないことになります。</p>
11 番	<p>同じ地域の委員として、皆様には大変申し訳なく思います。本来は皆様の前で説明する度量が本人にあれば良いのですが、家庭の事情ということで、それは出来ないということでもあります。 私自身も非常に残念ではありますし、委員の皆様にはお叱りの声もあるかとは思いますが、何とか本人の意思を尊重して頂けるよう、お願いいたします。</p>
議長	<p>暫時休憩します。 (暫時休憩)</p>
議長	<p>会議を再開します。 ほかにご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 51 号」について、同意することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、「議案第 51 号」については、同意することに決定いたします。 日程 9、報告第 9 号「農地の転用事実に関する調査結果について」を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それではご説明します。議案書 33 ページをご覧ください。報告件数は全部で 5 件となっております。すべて横手地域局管内からのものです。</p>

事務局

まず「1番」についてですが、照会地は「条里南庁舎」から南に約570mに位置しており、平成4年7月14日付けで宅地分譲用地として転用許可されております。現在も農地としての利用は困難であり、「非農地」と判断いたしました。

現地調査は、10月8日、高瀬俊作委員、高橋尚也委員、佐々木由紀子委員と事務局で実施しております。

調査結果は、10月11日付けで記載のとおり報告しております。

次に「2番と3番」についてです。照会地は、「横手高等学校」の北側に、市道を挟んで位置しており、平成21年11月11日付けで携帯基地局敷地及び管理道路敷地として転用されております。これについては、認定電気通信事業者が行う転用のため、農地法施行規則第29条第16項により、例外的に許可不要のものとなっております。現在も農地としての利用は困難であり、「非農地」と判断いたしました。

現地調査は、10月28日、佐藤省美委員、高橋馨推進委員、久米豊昭推進委員と事務局で実施しております。

調査結果は、11月4日付けで記載のとおり報告しております。

次に「4番」についてです。照会地は、「旭公民館」から西に約1.5kmに位置しております。

土地の状況ですが、申請人の先代の時に住宅が建てられており、当時許可が必要とは知らなかったものと思われるとのことでした。現在も住宅敷地として利用され、農地としての利用は困難であるため、「非農地」と判断いたしました。

現地調査は、10月8日、高瀬俊作委員、高橋尚也委員、佐々木由紀子委員と事務局で実施しております。

調査結果は、10月13日付けで記載のとおり報告しております。

最後の「5番」についてですが、34ページになります。照会地は、「旭公民館」から南西に、市道を挟んで位置しております。

土地状況は、申請人の亡父親が昭和61年に杉を植林し、平成20年に伐採をしたものです。その後何も手を加えられておらず、所々に切株が残っており、雑草が一面に茂っております。植林の際許可が必要なことを知らなかったものと思われるとのことでした。現在も農地としての利用は困難であり、「非農地」と判断いたしました。

現地調査は、10月26日、高瀬俊作委員、高橋尚也委員、高橋馨推進委員と事務局で実施しております。

調査結果は、10月28日付けで記載のとおり報告しております。

議長

事務局の説明が終わりました。これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第9号」の報告を終わります。
以上をもちまして、第9回総会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

(11時6分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和3年11月15日

議 長 飯野 正和

署名委員 佐々木 由紀子

署名委員 吉田 豊
